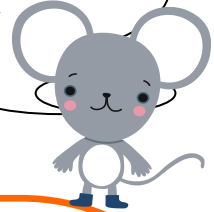


新生児聴覚検査費用の償還払いについて

新生児聴覚検査は、新生児期（出生後2日目頃）の入院中または外来で行われる検査です。

新生児聴覚検査受診票兼結果票を使用できずに医療機関に検査費用を全額支払った場合は、下記のとおり一部検査費用を償還払いします。



新生児聴覚検査受診票兼結果票が使用できない場合

- ・耳音響放射検査（OAE）を行った場合
- ・岐阜県外などの医療機関で検査を行った場合

助成の対象となる条件

- ・新生児の保護者が検査日において美濃加茂市内に住所を有すること
- ・助成申請日が、検査実施日の翌日から6か月以内であること

助成額

1人につき3,000円まで

助成金の申請方法

- ①各医療機関が定める聴覚検査費用を支払い、検査を受けてください。
母子健康手帳を持参して、医療機関に検査結果を記入してもらってください。
また、領収書は必ず受け取ってください。
- ②検査実施後、下記の必要書類を保健センターへご持参ください。
※申請期限は、検査実施日の翌日から6か月以内です。

母子健康手帳

申請書「美濃加茂市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書兼請求書」

新生児聴覚検査結果票

新生児聴覚検査料の領収書（原本）

※聴覚検査にかかる費用であることを領収書で確認できないときは、診療明細書等、
確認できる書類の提出を求めることがあります。

振込先である銀行等の口座、名義が分かるもの（通帳など）

助成金の支払い

申請後、書類審査を経て、助成金の交付・不交付を決定します。

助成金は、申請者が指定した口座に振り込みます。（※振り込みには日数を要します。）

＜申請・問合せ先＞：美濃加茂市役所健康課（保健センター）
美濃加茂市健康のまち1丁目2番地 TEL (0574) 25-4145